

北陸信越運輸局報



令和2年1月6日（月曜日）

新年号外

明日の交通・環境を創造します。
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

年頭のご挨拶

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

新年明けましておめでとうございます。

令和2年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を振り返りますと、6月の山形県沖地震、9月10月の台風15号及び19号による暴風・豪雨災害など日本各地で大きな自然災害に見舞われました。被災された方々に対し、改めて心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたしております。

また、今回の災害において、河川・道路や鉄道の復旧工事、新幹線やバスによる鉄道の代替輸送、被災地への緊急物資輸送、避難所利用者に対する宿泊施設の提供など、関係団体・関係業界の皆様方には大変ご尽力いただきました。改めて御礼申し上げます。

北陸信越運輸局としましても今回の甚大な被害を受け、防災・危機管理体制の強化を推進するとともに、被災地の復興支援にしっかりと取り組んでまいります。

はじめに、運輸・観光行政に関する抱負を述べさせていただきます。

安全・安心の確保は、国土交通行政の最大の使命です。軽井沢スキーバス事故などの悲惨な事故が二度と起きないように、所管する事業全般に亘って安全対策を強力に進めていくとともに、全ての事業者に対し、あらゆる機会を捉えて安全最優先であることを訴え続けてまいります。

また、観光による地方創生を実現するためには、地方を訪れる訪日外国人旅行者の観光旅行消費の拡大が課題です。地域での魅力ある観光地域づくりや受入環境整備を支援するとともに、北陸信越地域の魅力を海外に強力に発信し、誘客を推進してまいります。

加えて、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、地域公共交通の確保・維持・改善や公共空間におけるバリアフリー化、自動運転の実現やMaaS（Mobility as a Service）など新たなモビリティサービスが進むよう、各地域の取組みを積極的に支援してまいります。

国土交通行政に課された課題は山積しています。大きく変化する暮らしを支え、すべての人が輝く社会を目指して北陸信越運輸局として取り組んでいく具体的な課題、施策について以下により申し述べます。

1. 交通の安全・安心対策の強化と災害対応について

（1）運輸安全マネジメントの促進について

経営トップの強いリーダーシップにより、安全最優先であることを現場の隅々まで浸透させることが重要であり、運輸安全マネジメント評価の着実な実施と運輸安全マネジメントセミナーの開催等を通じて、事業者の安全意識の向上を図ってまいります。

また、平成29年7月に今後5年間を目途にすべての貸切バス事業者に対し運輸安全マ

ネジメント評価を実施することとなったことを踏まえ、安全管理体制の構築が進んでいない中小規模事業者に対する本制度の普及・啓発に引き続き努めてまいります。

（２）自動車運送事業の安全対策について

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえて、貸切バス事業者及び運行管理者等の遵守事項の強化や、改正道路運送法により導入された事業許可更新制を確実に実施するとともに、平成２９年に設置された「一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センター」の体制を更に充実し、巡回指導を通して法令違反の早期是正、不適格事業者の排除を行い、貸切バス事業の安全性向上、信頼回復に努めてまいります。

また、平成２９年に国土交通省において策定された「事業用自動車総合安全プラン２０２０」における事故削減目標を踏まえ、北陸信越運輸局は事業用自動車について、本年において「死者数１１人以下、人身事故件数５６３件以下、飲酒運転ゼロを継続」の事故削減目標を掲げているところです。自動車関係団体・関係機関で組織する「北陸信越地域事業用自動車安全対策会議」を活用し、バス、タクシー、トラックの各業態別における目標達成のための各種事故防止方策を検討し、取組んでまいります。

さらに、本年は事業用自動車の事故防止に役立つ知識・技術を修得するためのセミナーを富山県で開催するとともに、「事故防止対策支援推進事業」（ＡＳＶの導入支援、運行管理の高度化支援及び過労運転防止のための先進的な取組みに対する支援）について、今後とも利用拡大のために周知・促進を図ってまいります。

（３）鉄軌道事業、索道事業の安全対策について

鉄軌道及び索道の輸送においては、一たび事故が発生すると多数の死傷者を生じる恐れがあります。事故等の未然防止・再発防止を図るため、監査の充実や運輸安全マネジメント評価、各種会議、研修会、講習会等を通じ事故防止対策について周知・徹底を図っていくとともに、事故事例に関する情報や調査結果等の提供を行ってまいります。

管内における鉄軌道事業の運転事故は、踏切障害事故や人身障害事故のほか、路面電車と自動車 접촉するなどの道路障害事故が多く、その原因の殆どが、鉄軌道事業者以外に起因しているため、鉄軌道事業者に対する取組みに加え、踏切通行者、鉄道沿線住民等に対する広報・啓発活動の強化を図るとともに踏切道の立体交差化や構造改良等についても、引き続き推進してまいります。

また、台風１９号等の豪雨災害によって鉄軌道においても各地で甚大な被害が発生いたしました。

当運輸局としましては、「気象情報の提供とあわせ、急激な気象の変化に備えた災害対応を遺漏なく行うこと」に加え、これら自然災害によって被災した地域においては、その後の降雨等による二次災害等を防止するため「施設等への被害が予想される場合には早期に体制を整え、適切に運転規制を行うこと」等、引き続き、必要に応じた適切な措置を行い、鉄軌道の安全輸送、被災箇所の被害拡大の防止を図るとともに、乗客に対して復旧の見通し等について適切な情報提供を行うこと等を徹底し、輸送の安全・安心の確保に万全を期するよう指導を強めてまいります。

索道事業の運転事故は、係員のヒューマンエラーや乗客の不注意に起因する人身障害事故が依然として多い状況から、研修会の開催等の機会を捉え、係員に対する教育及び乗客に対する注意喚起の徹底を指示するなど、再発防止に向けた指導を強化してまいります。

（４）自動車の点検整備と検査について

近年、ホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故の発生が増加傾向にあり、また、ブレーキの整備不良による車両火災事故等も発生していることから、自動車ユーザーが適切に保守管理を行い、自動車を安全に使用していただくよう、各種の機会を捉えて

確実な点検と必要な整備の重要性について自動車ユーザーに周知してまいります。

自動車整備事業者に対しては、自動車技術の高度化に対応した整備技術の向上や自動車ユーザーへの点検整備内容の説明等について、さらに努力するよう指導してまいります。

ペーパー車検等車検制度の根幹を揺るがす悪質な不正事案については、早期発見のため北陸信越運輸局のホームページに通報窓口を設置し、情報を広く収集して監査等に活用するとともに、違反については厳正に処分してまいります。また、認証を受けずに自動車分解整備を行っている事業者に対しては、引き続き情報の収集・調査・指導を行ってまいります。

自動車整備の人材確保・育成に係る取組みについては、自動車整備人材確保・育成地方連絡会と連携した運輸支局長による高校訪問や、整備士のイメージ向上ポスターの掲示、小中学生を対象とした体験イベントの実施、周知等に取り組んでまいります。

また、自動運転の実用化に必要な法整備として、昨年5月24日に道路運送車両法の一部を改正する法律が公布され、1年以内に施行されます。自動運転車の使用過程における安全性の確保として、自動車分解整備事業の制度が、自動車特定整備事業の制度に移行します。本年1月には具体的な基準等が開示され、関係省令が公布となる見込みです。今後は円滑に制度が開始できるよう努めてまいります。

さらに、自動車の安全性や環境保全を担保する自動車検査については、独立行政法人自動車技術総合機構と協力して、適正な実施に努めます。また、警察や自動車関係団体等と協力し、街頭検査を行い、不正改造車等の排除を図ります。特に、無車検車については、新たに導入されたナンバー自動読取装置を活用してまいります。

(5) リコールの迅速かつ確実な実施等について

自動車の設計・製作に起因する不具合による事故や故障を未然に防止するためのリコール制度が適正に機能するよう、「自動車不具合情報ホットライン」や北陸信越運輸局に設置した「検査整備110番」等を通じて、ユーザーからの車両不具合情報を積極的に収集してまいります。

また、国土交通省に寄せられた不具合情報や事故・火災情報等から、ユーザーへの注意喚起が必要な事案や適切な使用、保守管理、不具合発生時の適切な対応を促進するため情報提供を実施してまいります。

タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールに関しては、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した未改修車について、継続検査等で自動車検査証の有効期間を更新しない措置を講じています。北陸信越運輸局としては、検索システムによる対象車両の特定と改修の促進について、周知徹底を図ってまいります。

(6) 自動車の自動運転について

自動車の自動運転については、交通事故の削減や高齢者の移動手段の確保等に資するものとして、早期の実用化が期待されており管内では石川県で実証実験が行われております。北陸信越運輸局としましても、自動運転の実証実験が安全かつ円滑に行われるよう、実施主体に対し助言等を行い、自動運転の実現に寄与してまいります。

(7) 船舶の安全の確保と海洋環境の保全対策について

去年は、多くの台風が襲来し各地に爪痕を残しましたが、船舶も強風で走錨し接触事故を起こすなどの被害がありました。また管内でも、佐渡航路で海洋生物とみられる物と衝突し多数の負傷者を出す大きな事故が起きました。

海難事故の原因はハードとソフトの両面から考えるべきものも見受けられることから、運航労務監理官及び船舶検査官が一体となって訪船指導（立入検査）を実施することにより、海難事故の未然防止や再発防止の取組みを強化するとともに、危険物輸送の審査、運航管理や船員の労務に関する監査、さらには船員災害防止運動を推進することにより、海

難事故等の防止を図ってまいります。また、海難事故の大半が小型船舶によるものであることから、引き続き小型船舶操縦士の遵守事項の周知啓発及び船舶検査の受検指導等を関係機関と連携し取組んでまいります。

津波発生時に乗船者が安全に避難するためには平時からの津波防災対策が不可欠です。このため、「津波避難マニュアル」を作成している運航事業者に対しては、訓練等を通じた見直しをすること及び管内の港に入港する外国船舶を含め未作成の運航事業者に対しては「津波対応シート」の活用を働きかけてまいります。

国際条約の基準に満たない、いわゆるサブスタンダード船の海難に起因する人命の損失や海洋汚染は後を絶ちません。外国船舶に対し、構造、設備等のハード及び船員の資格、労働環境等のソフトの両面について、積極的にポートステートコントロールを行い、サブスタンダード船の排除に努めてまいります。

(8) 防災と危機管理について

昨年10月の台風19号により、特に長野県内の鉄道施設において甚大な被害がありました。自然災害は人命や社会活動に大きな影響を与えることから、引き続き緊張感を持って、所管施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の情報を速やかに収集するとともに、適宜、地方公共団体等と情報の共有化を図る等関係機関と連携を密にしております。

また、当事者意識を持って関係機関・事業者等と密接に連携し、緊急輸送が円滑に実施されるよう指導・調整を行うとともに、被災地に対する支援措置、運輸行政サービスに係る特例措置を提供するよう努めてまいります。

ゴールデンウィーク・夏季・年末年始や大規模イベント等の開催により利用者が集中する公共交通機関、交通関連施設、観光関係施設等を中心に、今後も関係事業者に対し、施設点検、不審物、不審者の監視等のテロ対策の徹底を周知してまいります。

(9) 災害に強い物流システムの構築に向けて

当運輸局管内においても山形県沖地震や甚大な被害が発生した台風19号など、近年、日本の各地で人々の生活や生命が脅かされるような自然災害の発生が相次いでおります。災害時の支援物資輸送については、被災者へ迅速・確実に届けることが重要である中、過去の大規模災害においてラストマイル輸送の混乱といった課題が顕在したことから、国土交通省では昨年3月、地方公共団体向けに支援物資のラストマイル輸送に関するハンドブックを策定いたしました。

また、災害に強い物流システムの構築に向けて、支援物資輸送の際に活用する民間物資拠点のリストアップの拡充、広域的な観点から見た多様な輸送手段の活用を検討するとともに、北陸信越運輸局管内各県における県及び物流関係者間の連絡会等を開催し、国、自治体、物流関係者間の連携方策及び民間物資拠点の活用等について議論を進めてまいります。

2. 観光による地方創生を実現するための取組み等について

(1) 魅力的な観光地域づくりについて

観光による地方創生を実現するためには、訪日外国人旅行者のニーズを的確に捉え地域独自のコンテンツを充実させ、長期滞在やリピーターに繋げていくことが重要です。

北陸信越地域には地域固有の伝統文化、自然や食などの魅力的な観光資源が豊富にあります。これらの磨き上げやアドベンチャーツーリズム等の体験型・滞在型コンテンツの充実等について、観光地域づくり法人（DMO）と連携し、地域の特色を活かした魅力ある観光地域づくりを推進してまいります。

（２）快適に観光いただくための環境整備について

「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた施策を具体的に推進するために設置した「観光ビジョン推進北陸信越ブロック戦略会議」を活用し、幅広い関係省庁地方出先機関や多様な関係者と連携し、訪日外国人旅行者をはじめとする全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、中長期的な視点に立った取組みを推進してまいります。また、今年開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、より一層の受入環境整備に努めてまいります。

具体的には、多言語観光案内標識の整備、無料W i - F i 環境の面的整備、和式トイレの洋式化や二次交通の利便性向上等について、地域や宿泊施設・交通事業者の取組みを支援するほか、外国人観光案内所については、開設・機能向上への支援に加えて、災害時でも情報提供が可能となるよう非常用電源装置等の整備を支援してまいります。そのほか、訪日外国人旅行者の移動負担軽減のため、荷物の一時預かりや配送を受け付ける「手ぶら観光カウンター」の設置を進めてまいります。

（３）海外に向けた北陸信越地域の魅力発信について

北陸信越地域は、自然、食、伝統文化など豊富な観光資源に恵まれているうえに、三大都市圏に近接し、上越・北陸の二つの新幹線が運行している等、立地的にも優位性があります。また、管内には、東アジア各都市との定期便が就航し日本海側の玄関口としての機能を有する地方空港もあります。

加えて本年は、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を控え、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するチャンスでもあります。このため、団体旅行客のみならず個人旅行のリピーター層もターゲットに、海外のパワーブロガー等インフルエンサーやメディア関係者、旅行会社の招請等、「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」を通して、北陸信越地域ならではの質の高い観光資源の魅力を海外へ強力に発信していくとともに、旅行スタイルや個々のニーズにきめ細かく対応した旅行商品の造成に繋げてまいります。

（４）観光地域づくり法人（DMO）の形成促進について

国内外からの観光客の流れを北陸信越地域に戦略的に創出していくためには、地域の多様な関係者と連携を図り「観光地経営」の視点に立った「観光地域づくり法人（DMO）」の形成が必要であります。

北陸信越運輸局管内には、昨年１１月末現在で３５法人（うち候補法人１２法人）が登録されています。

「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「世界水準のDMOの形成・育成」を掲げており、昨年３月、観光庁が設置した「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」において、「持続可能な観光立国の実現という観点からそのあり方について」中間とりまとめを示したところです。

北陸信越運輸局としても、引き続き、観光地域づくりの「舵取り役」を担い観光振興の推進主体となる「観光地域づくり法人（DMO）」及び「世界水準のDMO」の形成促進に向け取り組んでまいります。

３．地域公共交通の活性化・再生の推進について

（１）地域公共交通の確保・維持・改善について

人口減少やモータリゼーションの進展により、地域の鉄道、バス、旅客船等の公共交通の利用者は減少し、多くの民間事業者において経営悪化による路線の廃止・撤退が行われ、地域公共交通サービスの衰退が進んでいます。

しかしながら、地域公共交通は、地域の社会生活・経済活動の基盤であり、まちづくりや観光振興等の分野でも大きな効果をもたらすものであり、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって取り組む必要があります。

このため、現行の地域公共交通活性化再生法では、地方公共団体が中心となり、地域の関係者との合意の下に、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための枠組みを定めています。現在、この法律に基づき、各地域において、新たな公共交通ネットワークの計画としての地域公共交通網形成計画等の作成に向け取組が進められており、その取組に対し支援を行っているところです。

今後とも、地方公共団体や交通事業者、関係協会の皆様と一層の連携を図り、これらの取組を積極的に支援してまいります。

また、現在、地方部を中心として交通事業者の人手不足が深刻化し、交通サービスの衰退が進む中、自動運転等の技術イノベーションや、MaaS（Mobility as a Service）等のサービスイノベーションによる交通の利便性・生産性の向上への期待が高まっております。

国土交通省では、このMaaSなど新たなモビリティサービスの推進を支援する「新モビリティサービス推進事業」について、全国の牽引役となる先駆的な取組を行う19の先行モデル事業を選定し、実証実験について支援を行っているところです。

さらに昨年9月より、地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AIなどの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、本年の通常国会を目指して、地域公共交通活性化再生法などの見直しの検討を進めているところです。

今後とも、地方公共団体や交通事業者等の関係者との一層の連携を図り、地域公共交通の活性化・再生を支援してまいります。

（2）バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進等について

公共交通機関に係る旅客施設や車両等のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において設定された数値目標達成に向けて、計画的に整備が進められているところであり、ハード面のみならずソフト面の対策となる「心のバリアフリー」の推進を図ることとして、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）が国民の責務として明記されました。

また、交通分野でのハード・ソフト一体的な取組みを推進するため、事業者はハード・ソフト計画を作成し、その取組状況を報告・公表することとされました。

北陸信越運輸局としては、各種イベント等の機会を捉え、車椅子の介助体験等を行う「バリアフリー教室」を開催するとともに、市町村が定める基本構想制度やハード・ソフト計画制度など改正バリアフリー法の内容の周知、市町村への基本構想プロモーター派遣を進めるなど、より一層の施策推進を図ってまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピック大会でパラリンピアンを受入を契機に、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた総合的な取組を進めてまいります。

（3）地域鉄道の活性化について

地域鉄道は、沿線住民の通勤・通学等、地域の重要な移動手段として暮らしを支え、地域内の交流を担うとともに、大量輸送といった特性を活かし都市部との間を結ぶ基幹的公共交通機関として地域経済を支えてきました。しかしながら、地域鉄道においては、沿線における人口減少により利用者が減少し厳しい経営環境に置かれています。

このため、鉄軌道事業者や沿線自治体関係者等と協働して各地域の実情に合った地域鉄道の活性化方策に取組むとともに、地域鉄道の維持・改善に向け、地域が主導する意欲的な取組みに対して支援を行ってまいります。

（4）索道事業の活性化について

索道は、山岳観光やスキー場経営においてその役割は重要な位置を占め、冬場における雇用の創出や観光等、地元経済の活性化に大きく寄与しています。

しかしながら、レジャーの多様化や人口減少などから利用者はピーク時と比べ半減し、索道事業の経営環境は厳しい状況に置かれています。このため、各事業者において「スキーこどもの日」を設定し小学生以下のリフト料金を無料化するなど将来のスキー人口拡大に繋げる取組みや、複数のスキー場で使える共通リフト券の導入による利便性向上、さらにはＩＣゲートを活用した利用者データの収集・活用など様々な取組みを行っています。また、全国有数のスキー場を抱える北陸信越運輸局管内には、上質な雪を求めて多くの訪日外国人旅行者が訪れています。

このような状況を踏まえ、スノーリゾート地域への国内外からの更なる誘客を図るため、旅行者ニーズへの対応などスキー場が抱える諸課題の解決に向けた取組みを促進することにより、索道事業の活性化を推進してまいります。

（５）バス交通の維持・活性化について

乗合バス事業は、高齢者や学生等地域住民や観光客の貴重な足として、さらに災害時の緊急輸送等にも対応する等、地域社会を支えています。また、まちづくり、環境対策等におけるバスの意義が見直され、その役割は重要となる一方、利用者の減少が続きバス路線の確保維持が困難となる懸念があります。

これまでも、地方公共団体をはじめ地域住民等の関係者と連携し、生活交通の確保維持やバリアフリー化、コミュニティバスやデマンド交通、そして、MaaS(Mobility as a Service)やAIを活用するなどの新モビリティサービスの導入等、地域の需要と実情に即した運行形態等の創意工夫ある取組の支援を行ってまいりましたが、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のために、地方公共団体とバス事業者の双方向の対話の促進を通じて、乗合バス事業の生産性を向上することが重要であり、今後も地方公共団体と交通事業者等関係者の皆様と一層の連携をとりながら、バス路線の確保・維持を支援してまいります。

また、人口減少・高齢化が進展する中、近年のインバウンド観光の拡大もあり、バス事業における運転者不足が喫緊の課題となっており、地域の関係者が一体となってこの課題に取り組むために北陸信越バス運転者確保対策会議を設置しています。今後も、バス運転者の確保に向け、関係者とともに取組みを進めてまいります。

（６）タクシー事業の適正化について

タクシー事業は、地域における公共交通機関であることから、機能を十分発揮し、利用者利便の向上に資するため「タクシー適正化・活性化法」に基づき事業の適正化・活性化を進めてきました。

北陸信越運輸局管内においては、新潟交通圏、長野交通圏、及び富山交通圏が特定地域として指定されており、それぞれの地域の実情に応じて運転者の労働条件の改善やタクシー事業の活性化措置を定めた特定地域計画を認可し、供給輸送力の削減等の適正化とタクシー事業の活性化に取り組んでいます。

今後も、特定地域に指定された３地域及び準特定地域の指定を受けている１１地域において、タクシー事業者や関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組みについて支援を行ってまいります。

（７）旅客航路事業の維持・活性化について

旅客航路事業については、観光ニーズの多様化等により、旅客輸送人員は減少傾向が続いており、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような中、昨年は、佐渡航路では寺泊港と赤泊港を結ぶ定期航路が廃止となりましたが、一方で、粟島航路、舳倉島航路では新たに建造されたフェリーや貨客船が就航しました。また、その他の旅客事業者でも、旅客船の代替が進んできています。北陸信越運輸局としては、引き続き佐渡航路が住民の利便性に配慮され、持続可能で魅力あるものとなるよう、地域・関係機関と連携して、必要な支援を行うとともに、今後、伸びが見込める

インバウンドを引き込めるよう、観光航路としての活性化など、関係自治体や事業者等と連携して、旅客航路事業の維持・活性化に努めてまいります。

4. 環境保全・物流効率化等の推進について

(1) 環境保全の取組みの推進について

地球温暖化の原因とされるCO₂排出量削減のため、自動車使用時の「エコドライブ10」の周知・実施を促すとともに、環境負荷の小さい交通体系について理解を深め公共交通機関の利用促進を図ることを目的として、各自治体や交通事業者によるイベントなどを積極的に活用し、交通環境対策の周知に努めてまいります。

併せて、企業等に対し「エコ通勤優良事業所認証制度」の周知を図り、マイカーから公共交通等を利用した通勤への転換の促進、運輸事業者によるグリーン経営認証の取得、改正省エネ法の確実な実施、低公害車の導入等を促進するとともに、公道を20km/h未満で走行する電気自動車であるグリーンスローモビリティについて、地域の実情に応じた導入促進に取り組んで参ります。

(2) 物流効率化対策の推進について

低炭素型の物流体系の構築を図るため、大量輸送が可能であり、かつ、二酸化炭素排出単位の小さい海運や鉄道へ輸送手段を転換するモーダルシフトを推進するとともに、複数企業の混載による共同輸配送や帰り荷の確保など、更なる物流の効率化の推進に努めてまいります。

また、平成28年10月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(物流総合効率化法)では、支援方策を「施設整備」によるものから「連携」によるものへ転換し、2以上の者の連携を前提に支援の裾野を広げ、モーダルシフトや共同輸配送をはじめとした多様な取組みを後押ししています。今後も、積極的に広報・周知を行い、物流の効率化やCO₂排出量の削減に資する事業への支援に努めるとともに、物流の重要な一翼を担う倉庫事業については、寄託貨物の安全・確実な保管、コンプライアンスの徹底等についても指導してまいります。

(3) トラック運送事業の発展について

トラック産業は、我が国の経済や国民生活を支える基幹産業ではありますが、トラック産業の運転手は、他の業種の労働者と比べて長時間労働、低賃金となっているため、労働条件の改善を図っていくことが喫緊の課題となっています。

このため、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の成立を受け、運転手の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転手の労働条件を改善する必要があることなどから各種取り組みを進めております。

また、平成31年3月より実施している「ホワイト物流」推進運動を展開し、荷主への労働環境改善の働きかけを関係省庁と連携して進めており、各県毎に設置されている「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善協議会」とも協調して、荷主、運送事業者が積極的に取引環境と長時間労働の改善に取り組めるよう周知・浸透を図ってまいります。

5. 海事産業等の振興について

(1) 海事産業の振興について

内航海運については、モーダルシフトによる輸送需要が期待されているものの、人口減少や国内需要の減少等により輸送需要の大きな伸びが期待できない状態にあり、さらにそのほとんどが中小事業者で脆弱な経営基盤であることや、船員の高齢化・船舶の老朽化等様々な課題を抱えています。

このため、若年船員の確保に取り組むほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機

構の共有建造制度を活用した代替建造の促進を図り、内航海運の振興に取り組んでまいります。

港湾運送については、日本海側港湾の果たす役割として、東アジア各国との貿易の拡大や災害時における太平洋側港湾のバックアップ機能等が期待されており、港湾運送の拠点となる新潟港、直江津港、伏木富山港、七尾港及び金沢港をはじめ、北陸信越運輸局管内各港の港湾機能の更なる強化に向け、関係機関・港湾運送事業者と連携して取り組んでまいります。

造船業・船用工業については、需要が低迷し依然厳しい経営環境が続いている中で、技術者や技能者による技術の伝承や新規の人材育成も喫緊の課題となっています。このため、必要な情報提供等を行い技術の維持向上を図るほか、工業高校の学生を対象とした事業者見学会の開催により新規採用者の拡大を図るなど、経営基盤の強化並びに人材育成に取り組んでまいります。また、事業の基盤となる安全確保に関して、引き続き事故防止のための指導に努めてまいります。

海上労働については、船員の高齢化が著しく、近い将来船員不足が懸念される中、世代間の技術の伝承といった観点からも、若年者の雇用確保を進めることが急務となっています。若者が安心して海の職場を選べるよう船員の労働条件や安全衛生の確保に関する指導など船員災害の防止に取り組んでまいります。また、民間船に乗船して内航船等の職場を体験するインターンシップの実施、さらには、小、中、高等学校での出前講座等により、船員を志望する者を広げる活動に取り組んでまいります。

舟艇振興については、マリンレジャーの拠点として全国各地に設置されている「海の駅」をマリンチック街道等の取り組みを通じて更に普及促進を図るほか、ボートショーなど各種イベントの機会を捉え、救命胴衣の着用を指導することにより、健全な舟艇利用振興に取り組んでまいります。

（２）海事思想の普及等について

国民生活を支える海事産業における安定的かつ良質な人材確保のためには、多くの児童・生徒等に海の魅力や海の職場の重要性について認識を深めていただくことが必要不可欠です。

そのためには、昨年は、新潟開港１５０周年として、海や港に関連する様々なイベントがありましたが、この高まった気運を逃すことなく、引き続き海事思想の普及に取り組んでいくことが大事です。

今後も子供たちの海への好奇心を喚起する取組として、学校教育における事業紹介、出前講座、港や海事施設の見学、体験学習など学習教材や機会を提供し、周知啓蒙活動を関係団体、事業者と連携し実施してまいります。

６．行政サービスの向上等

（１）自動車保有関係手続きにおけるＯＳＳの推進について

国土交通省では、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図るため、オンライン申請による自動車保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）化を推進しています。

これまで、各県ごとに設置されたＯＳＳ導入準備会等において検討を進めてきたところ、新潟県、富山県、石川県において登録関係ＯＳＳが稼働いたしました。残る長野県での登録ＯＳＳの稼働については本年１月よりの稼働に向け調整を行っております。

継続検査ＯＳＳについても引き続き利用促進に取り組んでまいります。

また、自動車保有関係手続きのワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進にも取り組んでまいります。

（２）図柄入りナンバープレートの導入について

国土交通省では、我が国初の図柄入りナンバープレートとして、平成２９年４月から「ラ

グビーワールドカップナンバープレート」、同年１０月からは「東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会ナンバープレート」の交付を開始しており、各大会の機運の醸成を図ってまいりました。

これに続き、平成３０年１０月から「地方版図柄入りナンバープレート」として、北陸信越運輸局管内で５つの地域で導入されました。また、「上越」ナンバーが新たに誕生することとなり、本年５月頃から交付される予定です。

地元の風景や観光資源が図柄となったナンバープレートが「走る広告塔」となって地域の魅力を全国に発信されるようＰＲに取り組んでまいります。

以上、北陸信越運輸局の課題と取り組む施策の一端を述べさせていただきました。

本年も北陸信越地域が豊かで活力に満ちた地域へと発展していけるよう、引き続き取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。